

給食施設

栄養定期報告書の提出について

特定給食施設及び給食施設の管理者は、

毎年6月の給食運営や栄養管理状況について栄養定期報告書に記入し、
翌月7月31日までに管轄する保健所に提出しなければなりません。

※様式は施設規模や施設種別(学校用、病院用、保育所(園)、その他施設用など)で
異なります。

- ▶ 特定給食施設 (1回100食以上又は1日250食以上 を供給する施設)
→ 健康増進法施行細則に基づく届出・報告書の提出
- ▶ 給食施設(1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満 を供給する施設)
→ 給食施設届出要綱に基づく届出・報告書の提出

【栄養定期報告書記入時の注意点】

報告書様式内項目

「2. 給食対象定員及び平均食数」の「定員(人)」

①施設の「入所(認可)定員数」を記入する。毎年変動する現員の人数ではない。

➔ 定員に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要。

②同一法人の同一種別の施設に食事を提供している場合は、当該施設の定員を合算した数を記入し、2枚目「備考」欄に内訳を記入する。(例:本園○人、分園△人)

➔ 保育園本園の厨房で分園の食事を調理し分園に提供している場合などが該当。

「3. 給食従事者数(人)」

①当該施設に勤務実績がある場合のみ記入。

➔ 施設外調理などで当該施設に勤務していない場合は計上しない。

月に数回、当該施設での会議や調整等に参加する栄養士などは委託・非常勤に計上する。

届出・報告書作成の手引き、各種様式は南部保健所のホームページをチェック!



- ✓ 給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き、Q&A
- ✓ 開始(再開)届、変更届、休止(廃止)届、栄養定期報告書の様式

こちらから

